

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
①計画の名称	牟岐町全地域住宅計画
②都道府県名	徳島県
③計画作成主体	牟岐町
④計画期間	平成20年度～平成24年度
⑤計画の目標	『居住環境の向上による快適に生活できる地域づくり』『町が管理する全ての公営住宅に住宅用火災警報器を設置』『既存住宅跡地の緑地化』
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	牟岐町において評価を行なった（平成26年2月）
⑦事後評価の結果	<p>指標①：更新住宅の建設 定義：更新住宅の建替戸数 評価方法：更新住宅の建替戸数 結果：従前値：24戸（H19年度）⇒目標値：34戸（H23年度）⇒実績値：34戸 結果の分析：社会資本整備総合交付金事業の活用により目標値である計画戸数を整備することができた。</p> <p>指標②：自動火災警報器の整備 定義：自動火災警報機の整備の住宅の戸数 評価方法：公営住宅等の住宅用火災警報器の設置戸数 結果：従前値：46戸（H21年度）⇒目標値：122戸（H22年度）⇒ <u>実績値：122戸</u> 結果の分析：消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられたため、公営住宅ストック総合改善事業を活用し、火災警報器を設置した。計画どおり実施できた。</p> <p>指標③：既存住宅跡地の緑地化 定義：既存住宅の解体除去と緑地化 評価方法：既存住宅の解体除去する戸数及び緑地化 結果：従前値：0戸（H19年度）⇒目標値：52戸（H24年度）⇒<u>実績値：30戸</u> 結果の分析：解体除去ができなかったため、既存住宅跡地の緑地化ができず、計画どおり実施できなかった。</p>
⑧結果の公表方法	牟岐町のインターネットにより公表するとともに、窓口にて閲覧可
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	今回の事業評価の結果を踏まえ、次期以降は、継続事業として、徳島県住環境向上計画において目標を達成できるよう、事業を推進する。
⑩その他	

※この事後評価は別添の社会資本総合整備計画について行ったものである。

社会資本総合整備計画

むぎちょうぜんちいきじゅうたくけいかく
牟岐町全地域住宅計画

むぎちょう
牟岐町

平成24年1月

社会資本総合整備計画

計画の名称	社会資本総合整備計画（牟岐町全地域住宅計画）		
-------	------------------------	--	--

都道府県名	徳島県	作成主体名	牟岐町
-------	-----	-------	-----

計画期間	平成 20 年度 ~ 24 年度
------	------------------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

本町の人口は、平成19年4月1日現在で5,452人で平成9年4月1日当時6,427人と比較すると10年前の約85%に減少している。また、65歳以上の高齢者は2,014人で、全体の37%を占めている。世帯数は現在2,335世帯で10年前(2,393世帯)と比べると減少はしているもののほとんど変わらず推移している。この状況から、人口の減少と高齢化が全国平均を上回る速さで進行しているとともに、核家族化が進み、高齢者世帯、一人暮らしの高齢者が増えてきている。牟岐町においては、改良住宅について56戸を確保しているが、このうち52戸については特に建物が老朽化し、雨漏り等により補修を繰り返しているが解消されない状況である。また、浴槽スペースが狭く、トイレも非水洗であり、階段の勾配がきつく、1階居住部分が狭隘なため、特に高齢者には生活上の不便をきたしている。住宅の老朽化と入居者の高齢化が進む中、改良住宅の建替えが急務となっている。このため、平成16年度より建設用地の確保を行ない、平成19年度までに24戸、平成20年度から平成22年度までに10戸、計34戸の更新住宅の建替えを実施した。消防法の改正により既存住宅を含めた全ての公営住宅に火災警報器の設置が義務となったので平成22年度において設置した。

2. 課題

昭和46年度から昭和50年度に建設した住宅について住環境の悪化、高齢者や障害者、子育て世代のニーズに対応するため更新住宅の建替えを実施したが、既存住宅の解体撤去を進め解体撤去後に緑地化をはかることで周辺環境の整備が必要がある。

3. 計画の目標

『居住環境の向上による快適に生活できる地域づくり』
『町が管理する全ての公営住宅に住宅用火災警報器を設置』 『既存住宅跡地の緑地化』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
更新住宅の建設	%	更新住宅の建替戸数	70%	19	100%	23
自動火災警報器の整備	%	町が管理する全ての公営住宅等のうち住宅用火災警報器の設置戸数	33%	21	100%	22
既存住宅跡地の緑地化	%	既存住宅の解体除去と緑地化	0%	19	100%	24

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
住宅地区改良事業等	牟岐町	10戸	313
公営住宅等ストック総合改善事業	牟岐町	10団地	2
合計			315

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				

(参考)関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。